

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会基盤整備の一翼を担う企業としての自覚と責任を持ち、透明性・健全性の高い信頼される経営を行うことで企業価値の向上を目指すことを重要な経営課題と考えております。

そのために、経営監視機能の充実を図り、経営者並びに従業員の責任を明確にし、適時適切な情報開示を行い、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するなど、コーポレートガバナンスの充実を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[補充原則1-2-4]

現在の当社の株主構成は、機関投資家及び海外投資家の比率等が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討することといたします。

[補充原則3-1-2]

現在の当社の株主構成は、海外投資家等の比率が比較的低いため、コスト等を勘案し英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討することといたします。

[補充原則4-3-3]

当社は、最高経営責任者である社長を解任するための客観性、適時性、透明性ある手続きは策定していません。

しかし、最高経営責任者である社長が法令・定款等に違反し、当社の企業価値等を著しく毀損したと認められるなど客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分な審議を行った上、決議することとしております。

[補充原則4-11-3]

当社は、取締役会の実効性に関するアンケート結果に基づき、取締役に対する教育研修の機会の充実を図ることとし、定期的に外部講師による役員研修会を実施しております。

今後も取締役会の実効性のあり方の検討を行い、取締役会の実効性向上に努め、開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4. いわゆる政策保有株式]

取引先との関係構築・維持・強化を図ることは事業活動上、重要であると考えており、当社の中長期的な企業価値向上に寄与すると判断できる場合は、他社の株式を保有する方針であり、その内容は、定期的に報告しております。また、政策保有株式については株価・配当等について分析を行い、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証することとしております。

議決権の行使は、全ての政策保有株式について行うことを基本としており、当該企業の経営状況・取引関係等を総合的に勘案の上議案ごとに適切に対応しております。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

取締役が、会社及び取締役が実質的に支配する法人との間で利益相反となる取引を行う場合には、法令に基づき取締役会の決議をもって決定する旨を取締役会規則で定めております。

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、確定給付企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の運用に当たっては、規約に基づいた運用を行っております。

具体的には運用に関する基本方針のもと、必要な運用目標を達成するために資産構成割合を定めるとともに、最適な運用受託機関を決定しております。

運用受託機関に対しては、企業年金の運用にかかる担当部署が、運用実績および利益相反や議決権行使に関する適切なモニタリングを実施しております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(1) 橋梁事業・鉄構事業・環境事業といった国民の生活基盤となる構造物の建設に従事する企業として、

『高い技術力で夢のある社会づくりに貢献する』

という経営理念を掲げ、事業を推進しております。

2019年10月をスタートとする3.5ヵ年の中期経営計画を策定しており、当社ホームページで開示しております。

(<https://www.komaihaltec.co.jp/ir/data/pdf/news/20190918.pdf>)

(2) 社会基盤整備の一翼を担う企業としての自覚と責任を持ち、透明性・健全性の高い信頼される経営を行うことで企業価値の向上を目指すことを重要な経営課題と位置付けております。そのために、経営監視機能の充実を図り、経営者並びに従業員の責任を明確化し、適時適切な情報開示を行い、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するなどコーポレートガバナンスの充実を進めております。

当社グループとしては、会計システム及び監査の一貫性を確保し、業務関連部門の執行責任者が関連会社の取締役を兼務することにより、業務の連携性・透明性を確保しております。

- (3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に当たっては、株主総会において決議された報酬限度額、会社業績、個々の職責及び実績などを総合的に勘案の上決定することとしております。取締役賞与については、会社の業績・財務状況等を踏まえ都度株主総会に議案として付議し、株主の承認を得ることとしております。
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役会全体としての知識・経験等のバランスを考慮しつつ、迅速かつ確かな経営判断ができること、人望・法令遵守に対する高い見識があること等を基準として総合的に判断し選任することとしており、上記方針に基づき代表取締役及び取締役が各部門からのヒアリングを行った上で候補者を決定し、取締役会で決議しております。
- (5) 2016年3月期第87回定時株主総会招集通知から、全ての取締役候補者・監査役候補者について選任理由の記載を実施しております。

[補充原則4-1-1]

取締役会では、法令及び定款で定められている事項を決議するほか、「取締役会規則」において経営に関する重要事項（金額基準等も踏まえ設定）を定め決議を行うこととしております。上記以外の業務執行における決定は、「決裁規程」を定め、内容に関する責任と権限を明確にしております。

上記ルールの厳格な運用により、意思決定の透明性・公平性の確保及び迅速化を図っております。

[原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は、高度な知見、豊富な知識を有し、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化を図ることができ、独立社外取締役としての役割・責務を十分に果たしております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

独立社外取締役の選任に際しては、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ、取締役会における建設的な議論への貢献が期待できる人物として当社の経営に對し的確・公正に業務を遂行する見識・能力を持つとともに高い倫理観を有していること、当社との間に利害関係がなく、株主と利益相反が生じるおそれのない者を選定することとしております。

[補充原則4-11-1]

迅速な経営判断と業務執行による経営効率の向上を図る目的で執行役員制度を導入しており、取締役の人数は8名以内としております。取締役の選任に際しては、年齢・性別に囚われることなく能力・知識・経験・実績等を基準として選任しております。

[補充原則4-11-2]

他社役員の兼任については、兼任により必要とされる時間・労力及び利益相反取引の問題について取締役会において審議し、決定しております。取締役及び監査役が他の上場会社役員を兼任している場合は、兼任状況を株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

現在、当社の取締役・監査役に他の上場会社の役員を兼務している者はおりません。

[補充原則4-14-2]

取締役・監査役の就任時に、主に法律的な観点から責任・義務等を理解することを目的とした研修を行っております。

社外取締役・社外監査役の就任時には個別に時間を設け、事業概要・歴史・業界・経営戦略・経営計画等に関する研修を行う他、工場視察（現場視察）を実施し、当社事業への理解を深めるよう努めております。

取締役・監査役が個別に必要な場合には、費用負担も含めその目的に応じたトレーニング機会の提供・斡旋を行っております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

株主との建設的な対話を促進するため、管理本部担当役員を統括役員として指定し、必要に応じてIR担当部門、法務部門、財務経理部門、企画部門等と連携することで、株主からの要望等に応える体制を整えております。

個別面談以外には、要請に応じて工場視察（現場視察）等を行うことでより理解を深めてもらうこととしております。

把握された株主の意見・懸念等は、適宜経営陣幹部や取締役会に報告することとしており、情報の共有に努めております。

株主との面談に際しては、複数名での対応を原則とし、対応する役員・従業員を限定するなどインサイダー情報の漏洩をはじめとした法令違反が生じることのないよう適切な情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社三井住友銀行	216,955	4.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	205,900	4.35
エムエム建材株式会社	194,257	4.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	191,500	4.05
日本生命保険相互会社	172,527	3.64
JFEスチール株式会社	171,831	3.63
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	164,500	3.48
JFE商事鉄鋼建材株式会社	140,000	2.96
株式会社りそな銀行	134,300	2.84
日本製鉄株式会社	108,499	2.29

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 英一	学者											
寺澤 豊	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 英一	○	国立大学法人京都大学名誉教授、 一般財団法人大阪地域計画研究所名誉 理事長	土木工学について深い学識と経験を有し、その専門的な見識を当社経営体制の強化に活かしていただくことに加えコーポレート・ガバナンスの充実を期するため、選任しております。 <独立役員の指定理由> 当社と渡邊 英一氏及び国立大学法人京都大学、一般財団法人大阪地域計画研究所の間には特別の利害関係はなく、渡邊 英一氏を独立役員として選任することに、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、指定いたしました。

寺澤 豊	○	当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に2011年6月まで在職されておりました。 当社のEY新日本有限責任監査法人への報酬は約65百万円(2020年3月期)であります。 現在は寺澤豊公認会計士事務所 代表、社会福祉法人城南福社会 監事の職にあります。	長年大手監査法人に所属し、公認会計士として財務会計に関する豊富な知識と経験を有しております。また、公認会計士としての経験に加え、監査法人の代表社員として経営にも携っており、これらの経験が取締役会の透明性の向上および監督機能の強化などコーポレート・ガバナンスの充実に繋がり職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者に選任しております。 <独立役員の指定理由> 当社と寺澤豊氏及び寺澤豊公認会計士事務所、社会福祉法人城南福社会との間には特別な利害関係はなく、寺澤豊氏を独立役員として選任することに、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、指定しております。
------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役は、会計監査人の監査に立会い、実査の確認を行うとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査の計画、監査の実施状況等の説明及び意見交換等を行い連携を保っております。

また、会計監査人と代表取締役との間で会合を行っており、これに監査役も参加し、会社の事業環境、基本方針、重要な会計方針の説明及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉松 均	他の会社の出身者										△			
清水 一郎	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉松 均		2006年4月まで当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行の役員として勤務しておりました。当社は複数の金融機関と取引があり、同行だけ特別な取引関係にあるわけではなく、同行との取引が当社の意思決定に影響を及ぼすものではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識を有していることから、これを当社の監査体制に活かしていただくため選任しております。
清水 一郎		2013年3月まで当社の取引金融機関である日本生命保険相互会社の執行役員として勤務しておりました。当社は複数の金融機関と取引があり、同社だけ特別な取引関係にあるわけではなく、同社との取引が当社の意思決定に影響を及ぼすものではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識を有していることから、これを当社の監査体制に活かしていただくため選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

譲渡制限付株式報酬制度の導入
当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内とする制度

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における報酬等の総額
 取締役(社外役員を除く) 5名 116百万円
 監査役(社外役員を除く) 2名 30百万円
 社外役員 4名 21百万円

(注) 1. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人部分の報酬等の総額は、1名で3百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務担当役員及び総務部が、必要に応じて連絡・報告することとしております。また、決算情報等の重要な事案については、社外取締役に對しては総務担当役員が、社外監査役に対しては総務担当役員又は社内監査役が事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は執行役員制度を採用しており、取締役を少人数化することで迅速な経営判断を行えるようにするとともに、意思決定機能と業務執行機能を分離することにより責任と権限を明確にし、経営効率の向上を目指しております。現在の役員等の構成は、取締役7名(全て男性、内社外取締役2名)、監査役4名(全て男性、内社外監査役2名)、執行役員7名(男性6名、女性1名)となっております。

また、社外取締役と代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社の事業環境、経営方針・経営戦略等の説明や意見交換を行っております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席する他、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人との間で定期的に会合を持ち、監査の計画・実施状況等の説明及び意見交換を行うなど緊密な連携を保っております。また、代表取締役との間でも定期的に会合を持ち、会社の事業環境、経営方針・経営戦略等の説明や意見交換を行っております。

会計監査については、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は以下の2名であり、両名ともEY新日本有限責任監査法人に所属しております。

指定有限責任社員 業務執行社員 山本操司

指定有限責任社員 業務執行社員 山本秀男

継続監査年数については、両名とも7年以内であります。

なお、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士9名・その他17名であります。

会計監査人は、四半期・期末だけでなく、期中においても適宜監査を実施しており、当社からも経営に関わる重要な事項について適宜報告を行っております。

また、法務事項に関しては、当社は複数の法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて助言・指導を受けております。

この他、業務監査や内部統制システムの整備、品質管理、安全管理等に関しては、コンプライアンス委員会、内部統制監査委員会、環境品質委員会、中央安全衛生委員会を設置し、取締役会との連携により徹底・改善に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しており、社外取締役が議決権を持つ社外役員として公正・中立な立場で経営に参画することがコーポレート・ガバナンスの充実に寄与するものと考えております。

また、当社は監査役会設置会社であり、4名の監査役の内2名の社外監査役を選任しております。社外監査役は、経営全般に関し独立した機関として常に公正・中立な立場で取締役の職務執行状況を監視し、取締役会をはじめとする各種会議において積極的に助言・提言を行っております。

これらの経営体制によって当社の企業統治体制は十分に機能すると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の事業報告について映像・ナレーションを使用したビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページの「IR情報」に決算短信等の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を窓口としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境・品質方針」に基づき、省エネルギー・省資源に努めるとともに、リサイクル活動の推進により産業廃棄物の削減を図るなど環境保護への貢献に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「決定事実」「発生事実等」について、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき、適時適切な開示を行っております。
その他	当社は、女性の活躍促進に向けて、育児介護休業制度や短時間勤務制度などを整備し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、事業活動の目的達成のため、経営者、各部門の執行責任者が、経営管理、業務管理、業務執行の状況について密接に意見・情報を交換することを基本とする内部統制システムを整備しております。

これにより業務の有効性を高め、且つ経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識評価し、健全な事業活動を推進することで企業価値の向上を目指しております。

2005年4月にコンプライアンス室を設置して社会規範・企業倫理の遵守等内部統制システムの整備・確立に向けた全社的な取り組みを開始し、2005年6月には社長を委員長とするコンプライアンス委員会を新設して、コンプライアンス宣言や行動規範を制定してまいりました。その後もコンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を中心に社員教育の徹底、社内監視体制の強化、法令違反に対する罰則強化を含めた懲戒制度の見直しを進めてきております。

また、2006年4月に「コンプライアンス・マニュアル」「報告・連絡・相談実施基準」「リスク管理実施基準」等の規程を制定して、内部統制の基盤となる情報管理に関する判断基準及びリスクの評価、対応、危機管理等の実施手順を明確にまいりました。加えて、特に当社としましては独占禁止法遵守のための取り組みを優先して「独占禁止法遵守行動指針」「独禁法違反行為に対する処分規定」及び「社内通報制度」を制定し、内部統制環境を整備してまいりました。

更に、2006年5月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の施行に伴い業務の適正を確保する体制の整備に向けた内部統制システムの基本方針を決議してきたところですが、2010年10月1日付けで駒井鉄工株式会社と株式会社ハルテックが合併したことに伴い、同日開催の取締役会において、内部統制に係る体制並びに重要な社内規程類の見直しを行っております。

また、2015年5月の取締役会において、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う業務の適正を確保する体制の整備に向けた内部統制に係る体制の見直しを行っております。

さらに2020年6月の取締役会において、社内通報制度の通報窓口を新たに社外（外部）に設置すること及び内部業務監査について、定期的な実施に加え、抜き打ちでの実施を行うこととし、内部統制に係る体制の充実を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けては、「行動規範」において、反社会的勢力との関係排除について、「毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除する」旨を定めており、これを遵守するとともに、対応統括部署を定め、警察・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築の上、情報収集に努めて、有事の際には、速やかにかつ組織的に対処する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制については、重要な会社情報を管理組織を通じて社内トップに集約すると同時に情報管理責任者である総務担当役員にも報告される社内体制を構築しております。

この社内体制に基づき、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則により開示することが必要となる会社情報については、「決定事実」は、取締役会決議等の会社の業務執行を実質的に決定する機関決定が行われた時点で開示を実行し、「発生事実」は、その発生を認識した時点で速やかに必要な社内手続きを行ない開示を実行しております。

コーポレートガバナンス模式図

